

福島県職員採用案内パンフレット等作成業務委託仕様書

1 業務の名称

福島県職員採用案内パンフレット等作成業務委託

2 業務の目的

公務員志望者はもとより、民間志望者や進路検討中の者など、多くの層に福島県職員について認知度が高まり、興味を引くような「福島県職員採用案内パンフレット・ポスター及びPR動画」を制作することにより、県職員の仕事の魅力等を効果的に発信し、職員採用に係る応募促進と人材確保につなげることを目的とする。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和6年2月22日（木）までの期間

4 業務の内容

福島県職員の採用案内について、広範に周知するため、魅力的で効果的なキャッチコピーを策定の上、そのコンセプトに従い、以下の制作物を作成すること。

なお、各制作物の内容等については、福島県が受注者と協議の上、調整することができるものとする。

- (1) 福島県職員採用案内パンフレット・ポスターの企画、デザイン、写真撮影、版下ファイルの製作及び印刷・製本
- (2) 福島県職員採用PR動画の企画、撮影、編集、MP4データの製作

5 留意事項

(1) 基本的な考え方は以下のとおりとする。

① 共通の基本イメージ

ア 主な訴求対象は、17歳から24歳の高校生・大学生・大学院生とする。

イ 公務員志望者はもちろん、民間志望者や進路検討中の者など、より多くの人からの興味を引くインパクトがあるものとする。

ウ 県職員のワーク（仕事）とライフ（生活）について、具体的な情報を紹介した、採用後の自分を想像することができるリアリティのあるものとする。

エ 男女を問わず働きやすい環境づくりに取り組んでいることが伝わるものとする。

② キャッチコピーの内容

上記イメージに沿ったものとし、印象に残るものであること。

(2) 採用案内パンフレット

<重点事項>

- ① 表紙は、イラストや写真等を活用し、以下の要素が反映されたものとする。
なお、企画提案書には下記の点を考慮したことがわかるよう表紙のデザインについての説明を記載すること。
 - ・訴求対象が意識された、トレンド感あふれるもの
 - ・「公務員」に対するネガティブなイメージを払拭する明るさ、爽やかさがあるもの
 - ・他のパンフレットと並んでも目を引く、独創性、ユーモアがあるもの
- ② デザイン・レイアウトについては、上記(1)の基本イメージや策定するキャッチコピーを踏まえて、ページ全体のトーンやフォントについて、統一感を持たせたものとする。
- ③ 職員の写真を多く掲載するなどして、対象者に仕事の様子、職場の雰囲気が直感的に伝わるものとする。
- ④ QRコードを適宜掲載し、当局HPの関連ページへのアクセスを誘導できるものとする。

<掲載項目>

コンセプトや主題のキャッチコピーを踏まえ、以下の項目により構成する。
なお、これ以外の項目について、手に取った人の興味・関心を引くような提案がある場合、構成は以下の項目に限らない。

【必須項目】

- ・ 県の組織
- ・ 給料、福利厚生、勤務条件の紹介
- ・ 職種、職員紹介（職員インタビュー、一日のスケジュール等）
- ・ 女性活躍や働き方改革に関する情報
例）女性職員紹介や育児に取り組む男性職員の紹介 等
在宅勤務やテレワーク等柔軟な働き方をしている職員の紹介 等
- ・ 試験情報
- ・ 職員アンケート（昼食・服装・通勤方法等）の結果

【選択項目】

- ① 総合計画 ② 知事メッセージ ③ 過去の統計資料 ④ 県の事業
 - ⑤ 県の観光情報、PR ⑥ 研修体系、研修内容
 - ⑦ U・Iターン経験者紹介（県外大学出身者談） ⑧ 職員の対談・座談会
- ※ 統計資料、職員アンケートの結果等、必要なデータは当課より提供する。
※ 内容ページの確定は、企画提案の結果、デザインが採用された事業者と当局の担当者が協議の上、詳細を決定することとする。

(3) 採用案内ポスター

パンフレット表紙のデザインを踏まえたものとし、以下のとおり試験日程を記載したものをそれぞれ作成する。

- ① 全試験日程掲載版 ② 大学卒程度の日程のみ掲載版

(4) 採用PR動画（3種類以上）

動画の作成にあたっては、策定したキャッチコピーのテーマに沿って、少なくとも3種類以上の動画を作成すること。動画の内容については、以下のとおりとする。

なお、4種類以上動画を作成する場合、動画の内容は以下の内容によらず、提案によることとする。

① 福島県職員の概要紹介、PR 動画	・ 福島県職員の組織、職種、職場環境等、概要をまとめて紹介する動画。 ・ 3～5分程度。
② 職員の仕事内容紹介動画（行政事務）	・ 職員の業務内容、一日の流れ、プライベート等、福島県職員の仕事の様子、雰囲気を伝える動画。 ・ 紹介する職員は各3名程度。 ・ 5～10分程度。
③ 職員の仕事内容紹介動画（技術職種）	

※ 映像の構成・脚本・演出等の具体的な内容については、契約締結後に福島県人事委員会事務局の担当者と調整をとりながら制作する。

(5) 撮影

以下を目安として撮影を行い、パンフレット・ポスター及び動画の素材として使用すること。具体的な人数等については、撮影日数の範囲内で当局の担当者との協議の上、決定するものとする。

- ① 撮影日程 8日程度
② 撮影人数 16名程度
③ 撮影箇所 本庁及び県内の出先機関

※ 撮影した素材を、パンフレット・ポスター及び動画の両方に使用することは可能。

※ パンフレットに掲載する職員コメント等の徴取は当局で行い、提供する。

※ 撮影した素材以外に素材が必要な場合は、当局へ事前に協議の上、可能な範囲で提供する。

6 規格・仕様

(1) 採用案内パンフレット

- ① 規格 A4版、12ページ程度、多色刷、中綴じ製本、マットコート 110 kg
なお、県のグリーン購入に適用する紙とインクを使用すること。
② 部数 6,000部
③ 校正 校正3回（欠字、誤字のある場合はこの限りでない。）

(2) 採用ポスター

- ① 規格 A4版、片面カラー、コート 62.5kg
B2版、片面カラー、コート 135kg
B1版、片面カラー、コート 135kg
なお、県のグリーン購入に適用する紙とインクを使用すること。
- ② 部数 A4版 700部
B2版 70部（5（3）の① 50部、② 20部）
B1版 20部（5（3）の①・② 各10部ずつ）
- ③ 校正 校正2回（欠字、誤字のある場合はこの限りでない。）

(3) 採用広報PR動画

- ① 規格 MP4形式（DVD-Rに保存すること）
なお、アスペクト比は16：9とする
- ② 内容確認 3回

※ なお、パンフレット・ポスターについては、以下に示すデジタルデータを「福島県人事委員会事務局採用給与課」が指定する場所に納品すること。

- ① パンフレット・ポスター作成データ
パンフレット及びポスターの完成データ及び作成に係る素材データについて、PDF及びjpeg形式にて、ホームページ用とプリンター印刷用の2種類作成し、CD-R又はDVD-Rに保存の上、納品すること。
- ② 写真データ
成果物内での使用の有無に関わらず、取材等の際に撮影した全写真の画像ファイルを、DVD-Rに保存の上納品すること（職員採用ホームページ等で使用するため）。ただし、オフセット印刷等の2次使用を想定した画素数とすること。

7 納入方法

上記6で示した成果物を「福島県人事委員会事務局採用給与課」が指定する場所に納品すること。

8 納入期限

令和6年2月22日（木）

9 著作権の譲渡

- (1) 受託者は、採用されたデザイン及び取材等の際に撮影した素材（以下「採用デザイン等」という。）に係る著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該制作物等の引き渡し時に県に譲渡する。

(2) 前項に関し、次のいずれかの者に、採用デザイン等に係る原稿・写真、動画、その他の素材の著作権が帰属している場合は、受託者はあらかじめその者との書面による契約により当該著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

(3) 受託者は、著作者人格権を一切行使しないものとする。

10 保証

受託者は、県に対し、制作された採用デザイン等の全てが第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

11 対価

制作された全てのデザイン等の作成の対価、採用デザイン等の著作権の譲渡の対価及び成果物等の納品の対価は、契約金額に含まれるものとする。

12 その他

(1) 動画・写真データの利用

県は、次に掲げる方法で納品された動画・写真データを利用予定である。

① ホームページ、SNS への掲載

② 翌年度以降に作成するパンフレットへの掲載

③ 説明会や広報に係る資料への掲載

(2) 企画競争により決定した企画提案の内容を基本として、福島県人事委員会事務局採用給与課と調整をとりながら制作すること。

(3) 撮影は、高画素一眼レフ等の高機能機材を使用すること。

(4) 制作に当たっては、商標権の侵害等に注意すること。

(5) 本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本県の承諾を得なければならない。

(6) 本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、福島県と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部や業務内容については、担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。